　　　　融資の申込みに必要な県税の証明書について

**埼玉県**た



埼玉県マスコット

「コバトン」

埼玉県埼玉県幸甘兼さた

○金融機関の皆様へ

　「金融機関記入」欄に、必要な証明書の種類、年度(所得年)、枚数を御記入いただき、事業者様に

　お渡しください。

○事業者の皆様へ

　　　証明書の交付を請求する際には、この紙を「納税証明書交付請求書」に添えて県税事務所に御提出ください。

　　　（郵送で請求する場合は、この紙を「納税証明書交付請求書」に添えてお送りください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 証明書等の種類 | | 証明内容 | **金融機関記入欄**  ・必要なものに○を付けてください。  ・税額等の証明の場合は事業年度(個人事業税の場合は所得年)を  指定してください。 | 通数 |
| **納　税　証　明　書** | **１　滞納額がないこと**  **の証明**  現在において、滞納額がないことを証明するものです。（税額等の表示はありません。）  交付手数料は１通400円です。 | **県税（個人県民税を除く）に滞納額がないこと。** |  |  |
| **法人県民税及び法人事業税に滞納額がないこと。** |  |  |
| **個人事業税に滞納額がないこと。** |  |  |
| **２　税額等の証明**  指定された税目、期間について、納付すべき税額、納付済額、未納額等の証明書です。  交付手数料は１税目、１事業年度(所得年)、１通につき400円です。  証明できるのは、証明書の交付請求日から３年前の年度に法定納期限が属するものまでです。（未納の県税を除きます。）  ※　詳しくは県税事務所にお問い合わせください。 | **法人県民税** | 事業年度を指定してください。  令和　 年　　月　　日  　～  令和　 年　　月　　日 |  |
| **法人事業税**（特別法人事業税又は  地方法人特別税を含む） | 事業年度を指定してください。  令和 　年　　月　　日  　～  令和 　 年　　月　 日 |  |
| **個人事業税**  ※　課税がない場合は、課税がない旨の証明になります。  ※　事業所が県内にある方が課税対象です。県外居住者で県内に事業所がある方は、交付に当たり確定申告書の写しが必要になる場合があります。 | 証明が必要な所得年を指定してください。（前年所得分の納税証明書が発行可能となるのは、原則８月以降です。）  所得年  令和　 　　　 　　年 |  |
| **県税に関する証明書** | **県税に関する証明**  県税事務所に提出された届出等に関する証明書です。（埼玉県への届出等が提出されていることが必要です。）  交付手数料は１通400円です。  　証明できるのは、証明書交付請求日から３年前の年度までに受理した届出等でです。  ※　詳しくは県税事務所にお問い合わせください。 | 1. **法人の設立等報告に関する証明** 2. (名称・設立又は設置年月日・資本金・決算期・事務所又は事業所の所在地)   ※　埼玉県内に法人事業所を設立・設置し  てから確定申告時期を迎えていない場合 |  |  |
| 1. **個人の事業税に係る事業開始等の報告に関する証明** 2. (事業の種類・名称・事業開始年月日・事務所又は事業所の所在地) 3. ※　個人事業主で、事業開始から翌年度 4. 個人事業税の課税時期(通常８月)前ま 5. での場合 |  |  |

※記載以外の税目（不動産取得税、自動車税（種別割）等）の証明書については、県税事務所にお問い合わせください。納税証明書の請求方法

**〇郵送による請求**　次のものを県税事務所に郵送してください。

**1　納税証明書交付請求書（県税に関する証明書の場合は「県税に関する証明書交付請求書」）**

　　 埼玉県税務課のホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。

**2　代理人による請求の場合は**[**委任状**](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/documents/r1_ininjyou.docx)

　　 １の交付請求書の下部の委任状に必要事項を記入してください。別に委任状がある場合は同封してください。

**3　手数料**

交付請求書を郵送する際に、手数料を同封していただく必要はありません。インターネット上で納付できます。

納税証明書交付請求書に記載されたメールアドレスに納付方法に関する案内をお送りします。

決済手段は、クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club）、Pay-easy（ペイジ

ー）又はスマートフォン決済アプリ（PayPay、au PAY、d払い）になります。

**4　最近税金を納付した場合は領収証書原本(コピー不可）**

　　　税金を納めてから10日（から最大4週間）ほどの間は、納税の確認ができない場合がありますので、領収証書原本（コピー不可)を提出してください。領収証書は、納税証明書とともにお返しします。

**5　返信用封筒（宛先を記入し、郵便切手を貼ったもの）**

　　 封筒の宛先は、原則として本人の住所又は法人の所在地に限ります。代理人からの交付請求では、代理人の本人確認書類の写しが必要です。

**〇窓口での請求**　次のものを県税事務所の窓口に御提出ください。

**1　納税証明書交付請求書（県税に関する証明書の場合は「県税に関する証明書交付請求書」）**

各県税事務所窓口に御用意しています。

**2　代理人による請求の場合は**[**委任状**](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/documents/r1_ininjyou.docx)

　 御家族、従業員の方も代理人となります。あらかじめ納税証明書交付請求書を埼玉県税務課のホームページから

　ダウンロードして委任者の方に委任状欄への御記入を済ませていただくか、別途委任状を御用意ください。

**3　手数料**

　 キャッシュレス決済になったため、現金での納付はできません。クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、

American Express、Diners Club）や電子マネー（nanaco、WAON、楽天Edy、交通系IC（Suica、PASMO等））等のキ

ャッシュレス決済手段を御用意ください。

**4　最近税金を納付した場合は領収証書原本(コピー不可）**

税金を納めてからから10日（から最大4週間）ほどの間は、納税の確認ができない場合がありますので、領収証

　　書原本(コピー不可)を提出してください。領収証書は、納税証明書とともにお返しします。

**5　本人確認書類(身分証明書）**

　 　公的機関が発行した身分証明書等により、請求者の方（代理人による請求の場合は代理人）の本人確認をさせていただきますので御持参をお願いします。本人確認書類は、１点で足りるものと２点必要なものとがあります。詳しくは、埼玉県税務課のホームページを御確認ください。

**〇電子申請・届出サービスシステムによる請求**

　窓口に来所しなくても、電子申請手続によって交付請求する方法です。交付請求できるのは納税義務者本人で、手

数料をインターネット上で納付した後、御本人宛に納税証明書を送付します。住所等を変更している場合は、住民票

等の確認書類が必要となりますので御注意ください。詳しくは埼玉県税務課のホームページを御確認ください。

納税証明書の交付請求先（県内どこの県税事務所でも請求可能です。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| さいたま県税事務所 | 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 | **℡　048-822-5131** |
| 川口県税事務所 | 〒332-0035　川口市西青木2-13-1 | **℡　048-252-3571** |
| 上尾県税事務所 | 〒362-8527　上尾市大字南239-1 | **℡　048-772-7105** |
| 朝霞県税事務所 | 〒351-0025　朝霞市三原1-3-1 | **℡　048-463-1671** |
| 川越県税事務所 | 〒350-1124　川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟3階 | **℡　049-242-1801** |
| 所沢県税事務所 | 〒359-8585　所沢市並木1-8-1 | **℡　04-2995-2112** |
| 飯能県税事務所 | 〒357-8502　飯能市双柳353 | **℡　042-973-5612** |
| 東松山県税事務所 | 〒355-0024　東松山市六軒町5-1 | **℡　0493-23-8946** |
| 秩父県税事務所 | 〒368-0042　秩父市東町29-20 | **℡　0494-23-2120** |
| 本庄県税事務所 | 〒367-0026　本庄市朝日町1-4-6 | **℡　0495-22-6153** |
| 熊谷県税事務所 | 〒360-8501　熊谷市末広3-9-1 | **℡　048-523-2805** |
| 行田県税事務所 | 〒361-8503　行田市本丸2-20 | **℡　048-556-5067** |
| 春日部県税事務所 | 〒344-8555　春日部市大沼1-76 | **℡　048-737-2110** |
| 越谷県税事務所 | 〒343-8503　越谷市越ヶ谷4-2-82 | **℡　048-962-2191** |